山火事注意

山火事の特徴

地理的,地形条件等により,一度発生すると焼損面積が広範囲に 及ぶ<u>極めて危険性が高い火災</u>です。

予防のために注意すること

- <u>・山林内では,原則,火気を使用しないこと。</u>
- ・たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は持ち帰ること。
- ・火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。
- ・火入れを行う場合は、森林法に基づく許可を受けること。

山火入れの注意

森林等で火入れを行う場合は、<u>火入れ開始の7日前まで</u>に火入れ の<u>許可申請書</u>を農林課(Tel0295-76-8110)まで提出してください。

森林法による罰則

森林法において、無許可の火入れ及び失火による森林の延焼に 対して罰則規定がありますのでご注意ください。

無許可で火入れを行った場合は30万円以下の罰金<u></u>他人の森林 を焼損した場合は50万円以下の罰金に処せられます。

山火事を見つけたら

◎速やかに消防署(119番)へ連絡してください。 もしくは大子町消防本部(TEL0295-72-0119)まで。